

一般經費	七、二二三	圖	一〇、五六二
酪乳教育	一、二八四	手藝	一、五一
農業講演	五、七一五	雜	四、七四三
家禽飼育	三、二八四	獎學金	一〇、八〇〇
獸醫及蹄鐵術	二、五四二	校	二八、二八八
蜜蜂飼育	一、三八〇	計	八八、八九三

農業教育の爲めに政府の補助金が支出せられて以來二年間は此補助金は縣參事會に交附せられしが一八九〇年の條例(各縣に於ける農業教育に關する規定)が實施せらるゝに至り議會支出の補助金は農業中心地所在の専門學校分教場 [Collegiate centers] にのみ支給せられ各縣は消費税に依る收入を以て各縣の斯教育施設をなすべきこととなり。縣參事會は最初該收入を専ら地方的目的の爲に消費せしが後には専門學校、農業學校等の爲にも支出するに至り、一八九九年にはイングランド及びウェールズに於て縣參事會が農業専門學校並に中等學校に支出したる額は二五、六一六磅に達し且つ別に八、二五六磅の獎學金を支出せり。同年農業の教授をなす中等學校は二十三校、専門學校分教場は三十七校あり。此三十七校中十校はケンブリッジ大學、五校はレディング専門學校、三校はダラム大學、四校はノッチンガム大學、二校は南部農業専門學校、三校はヨークシャー専門學校、五校は北ウェールズ大學、五校はウェールズ大學コレツヂの設置に係る。かくて大ブリテンの農業教育は農務省より交附

せらるゝ議會補助金と各縣參事會より支出せらるゝ地方消費税とによりて施行せられたり。學科課程は最初關係縣參事會にて編制せしが後には農務省と合議して之を定むるに至れり、一九〇一年農務省の報告書中に「農業及び農村的科目に關する教育の發達に就き諸縣の參事會が農務省と協同するに至れる事は喜ぶべきことなり。當に之によりて教育機關を活用し得るのみならず二重施設を防ぎ能率を擧げ得ればなり」と言へり。

スコットランドに於ては初めは農業教育に對する補助金は農務省より支給し、其後スコットランド教育局より支給せしが、一九一二年四月一日以來スコットランド農務局より支給する事となり、イングランド及びスコットランドの高等農業教育は二個の異なる官廳によりて管理せらるゝ事となり。アイルランドに於ける農業教育は一八二六年ウルスター委員會が大金を募集してロンドンデリー縣のテンブルモイルに農業寄宿學校を設立したる時に始まる。此學校に於ける教育は熟練農夫を養成する實習主義なり。之は一八五〇年國民教育委員會 (Board) に移管せり。

一八三八年には國民教育委員會はダブリンの師範學校にて毎日農業に關する講義をなす事とし、又農場を附設して農業科目教員を養成し、一方小學校に學校園又は小農場を附設して小學校兒童に農業を教へ、且つ之を農業に従事せんとする青年にも公開せり。

一八四三年デヴォン委員會は全國に農業學校を設立する事を提案し、一八四九年以後其設立を見る

に至れり。之に次いで公費補助を受くる多数私立農場学校も起れり。最近の施設に關しては次節に記述す。

第二節 大ブリテン農業教育

農務省所管農業教育—地方教育當局農業教育—農業教育國庫補助金—教育省所管農業教育

農務省の監督を受くるイングランド及びウェールズに於ける農業園藝林業獸醫等の教育機關は左の三種に大別することを得。

- 一、農業専門學校及び大學農科、入學年齢最少限を十六歳とし修業年限三ヶ年なるを常とすれども多少の伸縮あり。概ね學位「B. Sc. B. A.」を授く。
- 二、農家の子弟に適切なる教育を施すものにして地方的特色を帶び、知識の普及を主とするものにして高等研究所にはあらず。
- 三、農場學校又は冬期學校等にして年少生徒を收容して實習本位の短期課程の教育をなす。

右の中専門學校及び大學農科に關しては後に節を改めて記述す。

地方教育當局即ち各縣の參事會は専門學校、農事試驗場等と連絡を取りて其管内の青年に農業諸科

目に關し簡易なる教授をなす諸機關を施設す。優良なる教員を得たる場合には其成績頗る良好なりといふ。教育省は之に對して補助金を支給す。農漁省教育局一九一四年報によればイングランド及びウェールズに於ける一九一三年度概況左の如し。

一、農場學校 (Farm Schools)

學校	校及	課程	課程數	修業期間	生徒數
チエシャー・ウオールストン酪乳學院	酪乳及家禽管理	三	一	四週	六五
カンバーランド・ニユートンリツグ農場學校	酪乳及家禽管理	二	八	週	二二
同	農業	一	四	ヶ月	一〇
同	農業	一	四	ヶ月	一六
エセツクス・チエルムスフォード東アングリアン農業學院	酪乳	七	四	一四週	六四
同	園藝	四	三	一四週	四六
同	農業	一	一	ヶ年	三八
同	酪乳	五	七	一九週	三四
ハンブシャー・ペーシング農場學校	酪乳	一	五	ヶ月	一一
サロツプ・バッドブルツク・シロツプシャー女子工業學校	酪乳	一	五	ヶ月	一一
カーナーヴオン・マドリン家畜農場學校	酪乳	一	〇	週	二六
計		二六	一	週	三三二

二、講習科 (Organized Day Courses)

縣 (County)	學科	課程數	平均 繼續日數	出席生徒數
ベツドフォード	酪乳	六	八	七一
チエシヤード	同	一六	一〇	一四三
コンウォール	同	一五	一四・二四	二四七
同	農業	一	二八	九
カンバーランド	酪乳	八	一〇	九七
ダバー	同	二	一〇	二二
デグオン	同	一三	一〇	一一五
同	家禽飼育	一七	一一	三七
同	(特別高等科)	一	五七	一一
ダラム	同	一	一〇・一五	一三三
同	(固定學校)	三	三六	五一
同	(巡回學校)	六	一〇	五七
同	農業	二	二〇	二五
ハンブシヤード	バター、クリーム、チーズ製造	二〇	一〇	一八二
同	農業	四	五・四九	一一七
同	酪乳及家禽學校	一	一〇・三六	二四

ケン	農業	一	二八	二〇
リーセスター	同	九	二五	三六
同	酪乳	一	一〇	八〇
同	農業	三	二〇	一一八
同	酪乳	三	一〇	二二
同	バター製造	一三	一〇	九六
同	酪乳	二	一〇	二一五
同	酪乳	二	二四	九〇
同	酪乳	一八	一一	一七〇
同	チーズ製造	二	一九	六〇
同	バター製造	二	一〇	一七九
同	農業	二	一一	一九
同	酪乳	二	一〇	九八
同	酪乳	一五	一〇	六一
同	酪乳	七	一〇	六〇
同	酪乳	四	一〇	六〇
同	農業	二	一六・二三	一九
同	酪乳(固定學校)	三	四五	二四
同	同(巡回學校)	六	一〇	五九
同	同	七	一〇	九〇

第五章 農業教育

科	目	會合數	科	目	會合數
園藝	園藝	二七五	獸醫	獸醫及び蹄鐵	一三四
蜜蜂飼育	蜜蜂飼育	一九	蹄鐵	蹄鐵	七
蜜蜂飼育	蜜蜂飼育	三二二	蜜蜂飼育	蜜蜂飼育及び獸醫	一七
家畜飼育	家畜飼育	九〇一	酪乳	酪乳	九二
牧畜及び家畜飼育	牧畜及び家畜飼育	九	蹄鐵及び農業機械	蹄鐵及び農業機械	二二二
農業	農業	六八三	サイダ製造	サイダ製造	六
蜜蜂飼育及び家禽手入れ	蜜蜂飼育及び家禽手入れ	一六	チーゾ製造	チーゾ製造	二五
獸醫	獸醫	三一九	農業及びバター製造	農業及びバター製造	六
造園	造園	二八六	農業及び家畜衛生	農業及び家畜衛生	一六
家禽飼育及び酪乳	家禽飼育及び酪乳	五八	園藝及び蜜蜂飼育	園藝及び蜜蜂飼育	八〇
農業及び家禽飼育	農業及び家禽飼育	一〇一	農業及び家禽管理	農業及び家禽管理	二二
雜禽	雜禽	二二	農業及び家畜	農業及び家畜	一五
家禽管理	家禽管理	二二	計	計	六、三八七

一九二

五、實技教授 (Instruction in Manual Process)

科	目	會合數	科	目	會合數
造籬	造籬	一三八	推積	推積	二九
造溝	造溝	一三八			

科	目	會合數	科	目	會合數
耕作造籬	耕作造籬	六八	草葺	草葺	九四
耕作造籬	耕作造籬	一八四	羊剪	羊剪	二八〇
羊剪	羊剪	二二七	苗植	苗植	五〇
耕作草葺	耕作草葺	三四	大羊剪	大羊剪	二一
造籬	造籬	三三九	耕作	耕作	七〇
バスケット製造	バスケット製造	三六	耕作、造籬及び羊剪	耕作、造籬及び羊剪	四二
耕作	耕作	二三八	羊剪、草葺、耕作	羊剪、草葺、耕作	六三
草葺、羊剪、及び排水	草葺、羊剪、及び排水	九四	計	計	二、〇七一
剪枝及び水掛	剪枝及び水掛	一六			

右事業に對する國庫補助金左の如し。

(一) 縣教育當局に與ふる補助金

イギリス	一九一三年	一九一四年
ウエールズ	六、七四四、一三〇七	一、七五四、〇〇〇〇
計	一、二〇四、〇〇三	一、四〇〇、〇〇〇
	七、九四八、一三一〇	一三、一五四、〇〇〇

(11) 農場學校 (Farm Institutes) 敷地、建物及び設備補助金

第五章 農業教育

一九三

一九四
四、一〇〇、〇〇〇片

(三) 地方教育當局によりて經營せられざる學校に與ふる補助金
磅 志 片

オックスフォード市

磅 志 片

二、一〇〇、〇〇〇

ツルノー中央工業學校

五六、〇一、〇〇〇

八一、〇〇、〇〇〇

ケンボーン金屬山採鑛學校

二六、〇六、〇〇六

三五、〇〇、〇〇〇

パッドブルック女子工業學校

七二、〇四、〇〇〇

六一、一〇〇、〇〇〇

ロインセストンバセア・エドワード學院

二一、一二、〇〇〇

二二、〇〇、〇〇〇

尙此處に教育省の管理する農業教育に就き一言せざるべからず。小學校に於ては男兒には初等植物學などを含む自然研究、初等昆蟲學、蜜蜂飼育等、手工業、園藝、女兒には酪乳、家事經濟等を教ふる事を得。小學校に學校園を附設する事は輓近の著しき現象にして之によりて農村生活に對する趣味を養ふ事大なり。

中學校に於ては教育省の補助金を得て植物學、物理學、化學等基礎的知識を授け上級生には農業を含む産業に是等諸科目を應用する事を奨励す。

夜學校に於ては晝間勞働する青年に簿記、酪乳、園藝、農業、農業經濟を教ふ。

ロブソン令に依りて十一歳乃至十三歳の兒童は農繁期には一定期間學校出席義務を免限せらる。此

期間は有益に農業の實地教育に利用す。

教育省は又園藝、昆蟲、家禽飼育、自然研究等の特別科目に就き農村教員の養成につとむ。

上述の學校の他に種々の理由にて農務省教育省より補助金を受けず印度省、林野局等より公費補助を受くる農業、園藝、及び林業の教育をなす機關あり。

スコットランドに於ける農業教育一般施設はイングランドと大差なし。一九一二年以來公立學校以外農業専門學校及び農業及び酪乳教育はスコットランド農務省之を管轄し國庫補助金を配布す。(補習教育はスコットランド教育局の管理に屬す。)

農業の最高教育は三個の農業専門學校に於て行はる。即ちアバーデーン、エデンバラ及びグラスゴウに於ける三校之なり。(第四節参照)

第三節 アイ爾ランドの農業教育

農業教育行政組織—巡回學校—冬期學校—農業教育所—専門學校—要結

アイ爾ランドに於ける農業教育の行政方面の施設左の如し。

一八九九年條例によりアイ爾ランド農工教育局(The Department of Agriculture and Technical Instruction for Ireland) 設置せられアイ爾ランドの農業教育を管轄することとなり(現在の組織及規

模に關しては第一章第一節參照)。該部は其目的を達せんが爲に (一)農業評議會『Council of Agriculture』(二)農業委員會 (Agricultural Board) (三)工業教育委員會 (Board of Technical Instruction) を置く。

農業評議會は各縣の參事會より指名したる者(一縣二名宛合計六十八名)と局の任命したる者(縣と同數即ち三十四名)並に職權により總裁及副總裁 (President & Vice-P.) 之に加はり都合百四名を以て組織す。議員の任期三ヶ年とす。少くとも年一回會議を開き一八九九年條例の目的と關係ある諸事項につきて討議するものとす。縣を代表する者は各地方により地方委員會を組織す。

農業委員會は各地方委員會より指名したる者二名宛(合計八名)と局の指名したる者四名とを以て組織し農業其他農村的産業に關し農工教育局の諮問に答ふるものとす。

工業教育委員會はダブリン及びベルファスト各市の參事會より三名宛、ダブリン縣下諸町參事會の聯合會より一名上記以外各市の參事會より一名宛、各地方委員會より一名宛、國民教育委員會より一名、中間教育委員會より一名、及び實業教育部より四名を指名し合計二十一名を以て組織し、工業教育に關し農工教育局の諮問に答ふるものとす。

右の外教育行政の方面に於ては五名の「協議員」(Consultative Committee)より成る協議會あり。本會は實業教育局の副總裁が職權によりて議長となり國民委員會、中間教育委員會、農業委員會、工業

教育委員會より各一名宛指名したる者より成り、小學校並に中學校教育との調和を計るものとす。

各市町區は農工教育の爲に地方税を徵收することを得。但し地方税一磅について一片の割合を超過するを得ず。各縣參事會は一八八九年の農工教育條例 (The agriculture and technical instruction Act) により委員會を設置し之に農業教育に關する責任を委ね、巡回講演等の事務を取り扱はしむる權限を有す。中央官廳は視學官を派遣して各地方の事情を視察せしめ専門的助言をなす。かくて中央と各地方と協同し、一面には地方の自由及び責任を保持し他面に於ては全國的無統一を防ぐ方針なり。學校施設左の如し。

○巡回學校 (Itinerant Schools) 其の要綱左の如し。

- 一、農工教育局は愛蘭各縣が少くとも一名の農業指導員を任命することを獎勵援助す。
- 二、農業指導員の俸給は年額二百磅以下とす。(但し車馬費は別に支給す)
- 三、農業指導員の職務は、土壤、肥料、種子……等農業に關する講義をなすこと、農場を巡回すること、實驗及び計畫を指導すること、種播等の監督をなすこと、生産に關する統計を作り報告をなすこと、農夫の質問に應ずること、……等とす。
- 四、縣を數個の巡回區に分ち指導等は少くとも四週間各巡回區に勤務し、此間各中心地に於て一回の講義をなすものとす。講義の場所、設備、經費及び講義要綱の印刷物配布等に關する事務は縣

委員会の行ふべき事とす。

五、講義は農村中心地の學校に於て夕刻行ひ、講義終了後討究會を開き、聽講者は専門の事項につき質疑することを得。

六、講義は秋の初めより三月初めまで(冬期一週五晩)繼續するものとす。

七、右諸項は農工教育局の認可を経て區委員會之行ふものとす。

農業指導員に二種あり。一は巡回指導員にして家禽飼育蜜蜂飼育等の如き項目につき短期間の指導をなし、他は指導講師にして農業に關する繼續的講演をなさしむる爲め農工教育局より派遣す。指導講師の旅費及手當は農工教育局より支出し巡回指導者の場合には其俸給は農工教育局より支給し旅費は各縣より支出し其半額以上を農工教育局より補助す。

此の施設は一九〇〇年には唯一縣のみ之を行ひしが今や之を行はざる縣は一縣もなし。一九〇四年三月末日巡回指導員八十名あり。

一九〇三年度に於ける科目別講義回数及び其平均出席者數等左表の如し。

科	目	縣	數	巡回指導員數	講義回数	平均出席者數
農	業		一四	一五	一、一五九	六

家	牛	園	蜜
飼育	酪製	蜂飼	蜂飼
三二	一〇	一四	一三
二、八二〇	一、五九四	一四	七
九〇	五二	七〇	六〇

右事業に要したる經費左の如し。

各縣支出(地方税一磅につき一片の割合にて生ずる財源より支辨)

五三、七八六・六二弗
 九八、五六八・六二弗
 計 一五二、三五五・二四弗

農工教育局より支出

此外尙農工教育局は時々農業に關する事項に就き簡單なる印刷物を配布す。希望者は無料にて之を受くることを得。

○冬期學校

此學校は十月より三月に至る約二十週間、一週二日又は三日農業の中心地に於て開くものにして既に農業に就ける青年を收容す。教員は二三校兼任す。教員俸給は教育局より支出し其他の費用は地方税及び國庫補助より成る縣農業委員會基金より支出す。主として縣農業委員會の監督に屬するものなれども又教育局の支配をも受くるものとす。一九〇二年には此學校はアイルランドを通じて唯一校な

りしが一九〇八年には五十五校となり、其後益々増加の傾向あり。

○農業教育所 (Agricultural Station)

實習主義の教育にして最近三個あり。終業年限一ケ年とす。卒業後グラスネーヴイン校に入る者少數あれども、大抵は自家に歸りて農業に従事す。此教育所は單に青年農夫を教育するのみならず又同時に農事試験場にして家禽の良種を飼育し又之を分配する等の事業をなす。

○グラスネーヴイン、アルバート専門學校

卒業後自家農耕に従事する者の爲に設けられたるものにして實地と共に理論をも教ふ、此學校の優等卒業生は皇立科學専門學校の高等科に入學することを得。本校には園藝科教員を養成する附設園藝學校あり。

○皇立ダブリン科學専門學校

近年農業教員不足したる爲め本校に農學部を増設して、實地の知識を有するものを收容し三ケ年間大學程度の學修をなさしめ農業教員を養成することとなせり。

以上之を要するに教育局は先づ巡回學校によりて農業の興味を喚起し、次で冬期學校、農業教育所アルバート専門學校等によりて組織的の農業教育をなし最後に皇立科學専門學校に於て最高の教育を施すものなり。

大學の課程を除きて、男子と同様女子に對しても教育設備あり。乳酪、家禽飼育、農場家事等の諸科目女教員養成の爲めに師範學校二校あり。又多數の補助學校ありて其卒業生の優秀なる者は師範學校に入る。酪乳及び家禽飼育等の巡回教育も殆んど各縣に雇備せられ居れり。

第四節 農業専門學校並に大學農科

農業(廣義)専門學校名—専門學校の職能—アルバート農業専門學校—エザンバラ及東スコットランド農業専門學校—學生數及び補助金額—大學農科—學生數補助金額

Whitaker's Almanack, 1921. に依りて數ふれば一九二〇年全聯合王國を通じて農業、園藝、酪乳、

獸醫等の専門學校合計二十四校あり。左の如し。

アルバート農業専門學校(アイルランド、グラスネーヴイン)、ピーミンスター男子農業傳習所、ケルムスフォード・イーストアングリヤン農業學院、エザンバラ及東スコットランド農業専門學校、ドントセイ農業學校、グラスゴウ西スコットランド農業専門學校、ハーバーアダムス農業専門學校、イブスウィッチ東部諸州酪乳學校、ロンゲアシュトン國民果實及林檎酒學院、ミッドランド農業及酪乳専門學校、デボンシル・ヘーン専門學校、ペンリス農學校、プレストン・ハリス學院、ロータムステッド農業實驗所、スリンレー女子園藝専門學校、タムウカース農業専門學校、ツルロー中央農工學校、ウスケ・モンマスシャー農業學院、ウイスレ園藝學校、皇立獸醫専門學校、カムデンタウン皇立獸醫専門學校、エザンバラ皇立ダブリン科學専門學校、グラスゴウ獸醫専門學校、皇立愛蘭獸醫専門學校。

以上の諸校は地方の情況と設置の目的とに能く適用するが如く其學年學科目等を制定せるを以て各

學校互に相異りて一致せる處少し。農務省當局の報告に依れば此等の諸校の事業を左の如く概括することを得。

- 一、農業教員の養成。
- 二、農業に關係ある諸科學の教授。
- 三、巡回講演及び夜間學級等の方法により既に農業に就ける者一般知識を普及し研究的精神を促進すること。
- 四、酪乳、林業、果樹栽培等農業諸分科に就き學生及び實際家を専門的に訓練すること。
- 五、所々の農事試験場に於ける實驗の事業を指導すること。

農務省は此等の諸事業に對し補助金を支給す。補助金額は後に記すが如し。

今左にアルバート農業専門學校及びエジンバラ及東蘇格蘭農業専門學校を藉りて此種教育機關の組織を瞥見すべし。

アルバート農業専門學校

本校は農業家若くは農業教員を養成するを以て目的とし之に入學するを得る者は年齢十七歳以上三十歳以下にして入學試験に及第するを要す。本校の課程を分ちて農學科 (Agricultural Course) 及び園藝科 (Horticultural Course) となし前者は主として農業家養成の爲めに後者は主として園藝科教員養成の爲めに施設せり。

農學科は農業の理論的及び實際的知識を得んとする者、或は皇立科學専門學校 (The Royal College of

Science) に入學せんとする者或は農業又は之に關聯する専門的知識を要する他の職業に従事せんとする者に須要なる農業教育を施し學科目は農業を主要科目とし製酪論、園藝論、家禽管理法、蜜蜂論及び家禽衛生を補助科目とす、又物理學初步、化學、植物學、動物學及び昆蟲學の諸科目は農業の根本的理解に必要な範圍内に於て授けられ簿記、測量術、土木、文學、數學及圖畫の教授にも相當の注意を拂へり。入學試験科目は(一)英語、(二)算術、(三)數學、(四)農業とし各科共筆記口述兩様の試験を課す。

園藝科は既に成果法及び園藝術に經驗を有する者に適切なる教育を施すを以て本旨となし、生徒をして庭園に於ける實驗と教室に於ける授業と相俟て園藝の科學的原理を理解せしむるにあり。本課程の入學試験科目は(一)英語、(二)算術、(三)成果法及び園藝實習とす。

本校生徒數は一九〇九—一〇年度に於て僅々四十二名(内農學科三五名、園藝科七名)に過ぎず。

エジンバラ及東蘇格蘭農業専門學校

エジンバラ及東蘇格蘭農業専門學校は一九〇一年に設置せられ蘇格蘭教育局の管理に屬せり。晝間科は修業年限を三ヶ年とし、農業の理論及び實際を授け兼ねて園藝論及び林學を教授す。幾多の實驗室及び教室は完備し又農業實驗の爲めにエジンバラ市外に十エーカーの土地を有す。一九一〇年度に於て晝間科學生一一四名、夜間科學生二八七名、合計四〇一名あり。卒業生數の五二%は農業の實務

に従事し其他の多くは教職に従事せり。又園藝専修生は主としてエデンバラ市の王立植物園其他私設庭園に勤務せり。

國庫補助金を受くる農業専門學校學生數並に補助金額左の如し。

イギリス及びウエルズ(農漁省教育局一九一四年報に依る)

學 校 名	科 別	學 生		短期科目	補助金
		一年以上にわたる	短期		
サレンセスター皇立農業専門學校	農業 共 專	五八	五一		一、二〇〇
ホルムズチアヘル農業専門學校	農業 冬 本	三七	三八	一九	七〇〇
中部農酪専門學校	農業 其 專 實 一 年	五二	四四		
	酪 乳 工 場 教 員	三一	三五	一	
	酪 乳 工 場 管 理	一七	一九		一、〇〇〇
	家 禽 飼 養 別 科		一〇六	一	九三

學 校 名	科 別	學 生		短期科目	補助金
		一年以上にわたる	短期		
ハイパーアダムス農業専門學校	農 業 特 別 專 科	一九	一八		一、〇〇〇
スワンリー園藝専門學校	園 藝 專 科 及 別 科	七一	六六	一四	五〇〇
アックフィールド農業園藝學校	農 業 園 藝 及 家 禽 飼 養 別 科	四六	四〇	三五	五〇〇
ワイ東南農業専門學校	農 業 專 本 科	二一	一九		
	園 藝 別 專 科	一〇三			
	園 藝 別 專 科	二二	一三三		一、三〇〇
	土 地 管 理 科	二二		一七	
	其 他 科	二一		四四	四〇〇
レディング・ブリテン酪乳學院	酪 乳 科	五九	四五	三三	四〇〇
ブレンドンハリス學院	農 業 專 科	二	四		四〇〇
果物及サイダー國民學院	果 物 培 養 及 サ イ ダ ー 製 造 科			三	四五〇
	サイダー製造實驗科				

皇立園藝協會學校	園藝專科	四三	二六				二五〇
皇立獸醫專門學校	獸醫本科及專科	一四二	一四一				
	研究科 (Post Graduate C.)						一、三〇〇
	結核科 (Tuberculosis C.)						
合計		八一九	七五八	三四二	二二一		九、〇〇〇

スコットランド一九一一年
(The Standard Cyclopedia of Modern Agric. vol. 5に依る)

學 校 名	學生數			補助金
	晝間	夜間	巡回 [Extension]	
アバーヂーン北スコットランド農業專門學校	一〇四	三六	五四、九六五	一〇、七九一
エジンバラ東スコットランド農業專門學校	一二六	四七	三四、七七二	六、四九八
西スコットランド農業專門學校「グラスゴー」	一四三	五八	二二、五六二	一一、〇六四
計	三七三	一四一	三六七、一一三、二九八	二八、三五三

是等の専門學校卒業生は聯合せる大學に於て學位 (B. Sc. Agric.) を受くることを得。

大學 農科

曩に述べたる如く新式諸大學は其特色として工學部商學部を包有すれども農學部は之を有せざるを

通例とす。多く理學部又は應用理學部中の一小分科に過ぎず。かゝる農科、園藝科、林學科、獸醫科等を有する大學左の如し。

ダラム大學アームストロングコレツヤ應用理學部農科、リーズ大學工藝學部農科、リヴァプール大學獸醫科、ピクトリア大學理學部農科及園藝科、レンヤング・ユニヴァシチーコンツヤ農科、園藝科、エールス大學アバリストウイグ・ユニヴァシチーコレツヤ農科、パンゴアユニヴァシチーコレツヤ理學部農科及山林科(以上英國及維威斯)、アバヤーン大學理學部農科及山林科、エヤンバラ大學理學部農科山林科及獸醫科、グラスゴー大學理學部農科、セントアンドルーズ大學理學部農科(以上蘇格蘭)、マルファスト大學理學部農科、ダブリン大學農科及山林科、愛蘭國民大學ダブリンユニヴァシチーコレツヤ理學部農科、同コークユニヴァシチーコレツヤ理學部農科(以上愛蘭)。

學生數、英克蘭土及維威斯(一九一―二三年)百七十名にして工學部商學部に比し甚だ少し。其内譯左の如し。

學位	本科 生	六〇	卒業證明科	本科 生	一一〇
	選科 生	〇		選科 生	〇

入學資格並に修業年限に關しては曩に第三章第六節、第一章第七節中に記したる所と大同小異なれば茲には此を略す。

大學農科の職能は前述専門學校のそれと大體同様なり。

大學農業教育に支給する一九一四年度(一九一三年度も亦同額なり)國庫補助金は左の如し。

學 校 及 び 事 業	補 助 金 額
アバーストウイン・ウェールズ大學コレツヤ農業教育	一、二〇〇
パンゴア北ウエールズ大學コレツヤ農業教育	一、二〇〇
同 林業教育	二五〇
ケンブリツヤ大學農業教育	一、五〇〇
同 林業教育	二五〇
リーツ大學農業教育	一、三〇〇
マンチエスター・ヴェイグトリア大學農業教育	三〇〇
ニューカッスル・オン・タイン・アームストロングコレツヤ農業教育	一、二〇〇
同 林業教育	二五〇
オックスフォード大學農業教育	一、〇〇〇
同 林業教育	二五〇
レゲンゲ大學コレツヤ農業教育	一、三〇〇
計	一〇、〇〇〇

附 録

イングリランド及びウエールズに於ける工業
 學校、技藝學校其他教育施設に關する規程

(教育省、一九一八年
 八月一日より實施)

Regulations for Technical Schools, Schools of Art, and Other Forms of Provision
 of Further Education in England and Wales. (In Force from 1st August, 1918.)

通 牒

本規定第一篇第三十四條(五)、第四十條(五)、第四十二條(五)、並に第二篇第四條(五)、は特に注意を要す。此等の諸條項は該諸條項に規定したる補助金を増額する爲教育省の得たる權限に關するものなり。之に就いては本規定と同時に發布せられたる教育省令 (Board of Education Circular) 第一〇五九號を參照すべし

一九一五年發布規定中第四篇(現役軍人教育獎勵補助金特別規定)は一九一六年之を廢止したり。

一九一五年八月一日より實施の規定に對する一九一六年八月一日及び一九一七年八月一日より實施すべき修正並に補足は本令中に合併したり。一九一七年十月二十日附教育省施行細則 (Minute of the Board) 中に記載の規定第三篇の修正令も亦本令中に合併したり。其他の點に關しては本令は一九一五年八月一日より實施の規定に同じ。

一九一八年八月二十四日

エル、エー、セルビト・ピツア

目 次

通 牒

豫 備 條 項

第 一 篇

第 一 章 通 則

第一條 管理團體	第十三條 國庫補助金支給範圍の擴張
第二條 補助金交付	第十四條 記 録
第三條 宗教々授	第十五條 報 告
第四條 補助金を受くる資格なき生徒	第十六條 學校の能率
第五條 農業科	第十七條 校舍及び設備
第六條 「學年」	第十八條 教員の監督
第七條 學校視察	第十九條 教員の俸給及び職業
第八條 不必要ならざる學校	第二十條 學科課程、教授要綱、及び時間割
第九條 學校の性質	第二十一條 科目部類
第十條 入學拒絶	第二十二條 豫備教育
第十一條 授業料	第二十三條 傳染病
第十二條 地方補助金	第二十四條 一學年が二ヶ年に跨る場合
附 録	

第二章 特に「夜學校」其他之と類似の諸學校及び諸學級に適用すべき

補助金に關する規程

- 第二十五條 補助金を受くる學校の性質
- 第二十六條 認定申請
- 第二十七條 課程、學級等
- 第二十八條 期間最少限
- 第二十九條 出席數最少限

第三章 「特に工業會館學級」及び「晝間工業學級」に適用すべき

補助金に關する規程

- 第三十條 出席數最大限
- 第三十一條 補助金割當額
- 第三十二條 科目及び補助金
- 第三十三條 概算渡し補助金
- 第三十四條 地方教育當局に支給する概算渡し補助金

第四章 特に「技藝學校」及び「技藝學級」に適用すべき補助金に關する規程

- 第三十五條 「工業會館學級」
- 第三十六條 認定申請
- 第三十七條 課程の性質
- 第三十八條 學生の資森
- 第三十九條 授業時時最小限

- 第四十條 補助金
- 第四十一條 選科に對する補助金
- 第四十二條 晝間工業學級
- 第四十三條 認定申請
- 第四十七條 校舎
- 第四十八條 認定申請
- 第四十九條 技藝學校分校

- 第五十條 學校内製作品の供覽
- 第五十一條 補助金
- 第五十二條 技藝教生に對する補助金

- 第五十三條 (削除)
- 第五十四條 技藝學級

第五章 修業證書及び卒業證書の裏書

- 第五十五條 裏書を受くる資格ある證書等
- 第五十六條 選科、期間等
- 第五十七條 木科、期間等
- 第五十八條 一般要件
- 第五十九條 試験
- 第六十條 試験立會人の資格

- 第六十一條 試験立會人の職能
- 第六十二條 證書交付條件
- 第六十三條 課程の一部に出席したる證明
- 第六十四條 二校以上に亘る課程
- 第六十五條 修業證書又は卒業證書の形式
- 第六十六條 工藝科本科修了證書の裏書

第二篇 下級工業學校

- 第一條 下級工業學校、目的其他
- 第二條 學科課程
- 第三條 修業年限、年齡等
- 第四條 補助金
- 第五條 授業日數及び一週授業時數
- 第六條 入學、試験、父兄證明書
- 第七條 一學級の生徒數

- 第八條 責任團體
- 第九條 管理機關、顧問團體
- 第十條 校長及び教員
- 第十一條 校舎
- 第十二條 宗教々授
- 第十三條 學校の性質
- 第十四條 授業料

- 第十五條 豫備申告、寄宿學校、學年
- 第十六條 組織及び學科課程に關する申告
- 第十七條 時間割、學校閉鎖

第三篇 大學指導學級

- 第一條 監督
- 第二條 期間、二回授業
- 第三條 入學、初入學生及び補充學生
- 第四條 教員
- 第五條 補助金の決定、出席數

第四篇 (除削)

第五篇 經濟的料理法主婦講習會獎勵補助金特別規程

- 第一條 補助金
- 第二條 講習項目
- 第三條 概算渡し年補助金を受くる學校内講習の補助金
- 第四條 概算渡し年補助金を受くる學校外講習の補助金

- 第十八條 會計報告
- 第十九條 視察、記録、報告

- 第六條 補助金の支給
- 第七條 専攻科
- 第八條 休暇中の講習科に對する追加補助金
- 第九條 一時的變則

- 第五條 同上手當加算
- 第六條 補助金見積の際の費用控除
- 第七條 授業時間數及び講習生數の記録
- 第八條 適用法規

イングランド及びウェールズに於ける工業學校、技藝學校其他の教育施設に關する規程

豫備條項

い、左記學校又は教科に對しては本規定に依る補助金を支給せず。

公共小學校、教生科 (Pupil Teachers Centers)、豫科、初等並に中等教員を養成する師範學校、家政科教員を養成する師範學校、ユニヴァシチー・コレヂに對する大藏大臣の補助金又は大學内にて行はるゝ工學其他の専門的研究を獎勵する爲の教育省補助金に關する規定を適用しき得べ授業、該規定により補助金を受くる中等學校教科、其他學校の種類を問はず航海術練習の目的を有する學校に對する補助金規定により補助金を支給せらるゝもの、以前特殊學校に通學したる學生の爲に職業傳習科を設置したる學校に關する特別規定により認定せられたる諸課程。

ろ、如何なる場合に於ても宗教學科の教授に關しては本補助金を支給せず。

は、教育省(以下略して(省)といふ)より補助金を受くるに必要な條件は如何なる學校、學級又は其他の教育施設「い、に記載したるものを除く」に關しても一九一八年八月一日より實施の左の

規定に従ふ。

に、補助金を受くる學校、學級又は教育施設は今後(認定學校) "the School" と稱す。

ほ、補助金支給條件中不都合の廉あるときは省は該補助金の交付を中止することを得。又省の適當と考ふるときは減額の上又は減額せずして之を支給し、當該經營者に對して今後同様の事ある場合、補助金を支給せざるべき旨警告することを得。

へ、條件に適合せりや否やに關し又は本規定の適用又は解釋に關する省の決定は最終とす。と、各學校に本規定の寫しを一部備付け置くべし。

第一篇

第一章 通 則

第一條

(い)認定學校は適當なる成員を有する管理團體を以て其監督者とす。此管理團體に對し後に規定する條件に従ひ補助金を交付するものとす。此管理團體を代表して通信の事務に任する者一名を選定するを要す。省の必要と認むる場合は該管理團體中に婦人を加ふることを得。管理者名簿は學校に保存し一覽に便するを要す。

(ろ)管理團體中屢々學校を參觀し得る者一人以上を置くべし。地方教育當局を管理團體となす場合は此の限にあらず。但、省が適當の監督の行はるべき見込と、地方の利害の等閑視せらるることなかるべき見込とを立て得たる場合に限る。

第二條 縣又は市參事會によりて指導せらるる學校に於ては當該學校の補助金は之を該縣又は市參事會に支給するものとす。該參事會は一名の通信係を任命すべし。

第三條 晝間又は夜間の學生は當該學校に入學又は在學の條件として日曜學校、又は宗教的禮拜の場所、又は宗教的儀式或は學校其他に於ける宗教々授に出席し又は出席せざるべき事を要請せらるゝことなし。

宗教的禮拜又は宗教々授に當てられたる時間は之に出席することを希望せざる學生の爲に不便ならざるやう配列せざるべからず。

第四條

(い)左記の生徒に對しては補助金を支給せず。

(1)十二歳以下の生徒、(2)省の他の規定による補助金を受けんが爲生徒の出席を一々記録する必要ある學校、學科又は教授に現に出席する生徒、(3)指定勤勞學校 (Industrial School) (註、感化院の一種) 又は感化院 (Reformatory) の生徒。

(ろ)現に下級工業學校 (Junior Technical School) に通學する生徒にして本令本篇に該當する教授に出席するものに對しては補助金を交付せず。

(は)教生は其屬する教生養成科の科長より許可を得るにあらざれば本令により認定されたる諸學校に出席することを得ず。又該諸學校に出席することが省小學校教員豫備教育諸規定第二十八條により認められたる教生養成上必要なる教授の一部とせらるゝ場合の外之に出席することを得ず。

第五條

(い)十六歳又は十七歳以上の學生の爲に農業専門科 (Technical Agricultural Subjects) を主として教授する課程に對しては本令による補助金を下附せず。農漁省より縣農業部員の一名又は農業専門學校 (Agricultural College) の職員として認めらるゝ教員が其屬する團體の事業の一部として施す講習に對しても亦本令による補助金を下付せず。

但、教育省の補助する學校及び學級の教員を養成する目的を以て施す課程は補助金を受くることを得。此場合に於ては其の教授の題目が農業なりとも又其教員が縣農業部員の一名たり又は農業専門學校教員たりとも妨げなし。

(ろ)本令施行上、園藝の如きは十六歳又は十七歳以上の學生に對し授くる目的を以て教授せらるゝ場合は農業専門學科と見做すべきものとす。

第六條、本令中「學年」の語は七月三十一日を以て終る滿十二ヶ月をいふ。

第七條

(い)認定學校は教育省の視察を拒絶すべからず。

(ろ)右視察の際、授業時間表上現に教授中なるべき學級が休業なることを發見するときは「ボン」以内の補助金減額をなすことあるべし。

(ハ)教員の移動又は時間割の変更により授業の場所、日又は時間に變動を來すとき、又は休業日を設け、又授業終結の日を定むる(一期間の休業を爲すか單に一時的の休講をなすかの別なく)ときは其旨少くとも一週間前に其筋の視學官 (Inspector) に通告すべし。一週間前に通告を發する能はざる場合は電報を以て此通告をなすべし。但、ロンドン「サウスケンス・インストラクション」(教育省工藝局 Technological Branch of the Board of Education の電信用宛名)宛にて視學官の氏名を認むべし。

第八條

(イ)認定學校は他の學校と濫りに競争すべからず。

(ロ)省は地方教育當局の指導せざる學校を本令による補助金を受くる資格ありと認むるに先だち該學校の必要なりや否やに關し縣又は市參事會の意見を徴し該參事會所管内の總ての形式の教育施設間の共同連絡を計ることを原則とせざるべからず。

第九條 認定學校は其特色上並に經濟上、省より補助金を仰ぐに適するものなるを要す。隨つて私益の爲に經營せられ又は教員に轉貸するを許さず。

寄宿舎を附設したる教育機關は如何なる範圍まで、又如何なる條件にて本令による補助金を支給すべきかに就いては目下考究中に屬す。今日のところ省は此種の施設の中、從來補助金を受けざり

しものは之を受くる資格ありと認めざる方針なり。

第十條 相當の理由あるにあらざれば學生の入學を拒絶すべからず。

第十一條

(イ)授業料額は土地の情況に適することを要す。各校に就き或は數校を一群とせるもの個々に就き省より授業料額の認可を受くるを要す。

(ロ)若し一校又は數校に於て授業料を徴收せざる方望ましき場合に於ては其旨省に申請すべし。該申請書には授業料を徴收せざるを可とする理由を陳述すべし。

(ハ)若し個々の學生に授業料を免除し又は學期末に之を返還するを可とする場合に於ては其旨省に申請し許可を受くべし。該申請書中には其理由を陳述すべし。

第十二條 認定學校は相當に地方の補助を受く可きものとす。學校又は學校群(同一管理者に屬し又は同一縣又は同一市參事會の指導を受くる)の經費の二十五パーセント以上は省の補助金以外の財源より支出するを要す。例へば授業料、寄附金又は地方當局の基金の如き之なり。

第十三條 補助金は省の適當と認むる範圍まで擴張することを得。

第十四條

(イ)認定學校に入學を許可せられたる學生全部の出缺は第三十九條(ロ)に規定の場合の外は省よ

り交付せられたる帳簿に一々記録し、且、其中に記載したる規定に従ふべし。

(ろ)入學名簿又は其他の形式に於ても、省の規定する所に従ひ記録を留むるを要す。

(は)省の要求あるときは(視學官を経ての要求たる否とに拘はらず)記録其他の學校書類を直ちに檢閲に供すべきものとす。

第十五條 統計及び財政上の報告は省の要求に應じ管理者又は地方當局より提出すべし。

第十六條 認定學校は能率高く學生の進度十分なることを要す。

第十七條

(い)校舎は衛生的にして教授上便利よく、且學校周圍の事情と順應し、又認可せられたる課程又は講義に必要な設備及び装置を具備するを要す。

(ろ)本令により教授をなす目的にて特に設備せられたる新校の敷地及び建物、又は同一目的の爲に設けられたる現存の學校の擴張又は改築に關する設計圖は省に提出し其許可を受くべし。設備の累年完成案も省の要求あるときは同様に提出して許可を受くべし。

第十八條

(い)數員は其數に於ても能率に於ても十分ならざるべからず。

(ろ)組織、記録、學生に對する助言及び教授學科の連絡に關して教員を監督することに就き相當の

規程を設け置くべし。若し省に於て此目的の爲に教頭 Head Teacher を置くことを必要とする意見あるときは一名の教頭を任命することを要す。

(は)教員にして失態あるときは省は之を認定學校教員として認めざることを有るべし。斯かる場合に於ては省は該教員に對し其非難あることを告知し當人をして充分辯明の機會を與ふる手段を講ずべし。

第十九條 教員は一定の俸給を受くるを原則とす。教員としての本務を充分に果すに妨害となる如き他の職務に従事するを得ず。

第二十條

(い)各校の課程は土地の情況に適し又省の認可を経るを要す。

(ろ)各學科の教授要綱及び時間割は省に提出すべし。提出したる原本の複寫を作りて學校に保存し何時にても參考に資し得るやうにすべし。不適當と思惟せらるる教授要綱に對しては省は變更を要求することあるべし。

第二十一條

(い)教授は其學校所在地方全體としての教育施設と連絡を保つべし。

(ろ)單に講義のみにて實習を伴はざるときは之を充分なる授業と認めず。大學擴張會は各回の教授

が一教授期間として記録せられ、且、其の教授（初回以外）の半以上が教場演習に充てらるゝにあ
らざれば之を教授と認めず。

(は) 學校には授くる事項が同校に出席する各種の學生の要求に適し、且、逐年高等程度の課程に進
むやう排列することを省に於て必要と認むるときは、學校は之に従ひて施設するを要す。

第二十二條

(い) 豫備的素養なき理由又は其他の理由により學校にて授くる教授を受くるも何等利益を得る見込
なき學生は之を課程又は學級より排除し得るやう入學規定中に規定し置く事を要す。視學官が視
察の結果斯る無資格の學生あることを報告したるときは製助金の交付を停止することあるべし。

(ろ) 學生の實習中には學生既知の手工過程の連續的反覆を課すべからず。

第二十三條 出席數不足又は傳染病の爲學校を閉鎖したる期間は補助金の支給を停止す。但、傳染病
又は他の不可抗の原因の爲第二十八條、第二十九條、第四十條乃至第四十二條、第四十五條、第四
十九條又は五十四條の諸條件に應ずる能はざるときは省は此等の諸條件に斟酌を加へ事宜に従つて
處斷することあるべし。

第二十四條 教育上の理由により一課程を二ヶ年に跨らしむる必要ある場合は補助金の關係上省の意
見にて該課程を二ヶ年の中間何れかに屬するものと見做すことを得。

第二章 特に「夜學校」其他之に類似の諸學校、

諸學級に適用すべき補助金に關する規程

第二十五條

(い) 本項による補助金は平素他人に雇はれ又は何等かの業務に従事して一日の一部分を費消する者
の教育を目的とする學校又は學級に對してのみ支給するを原則とす。

(ろ) 學校又は學級にして午後四時以前（土曜ならば午後一時以前）に始業せんことを申請するとき
は省は（い）の條件の充分なることを確かめたる上にて之を許可すべし。

第二十六條

(い) 本項による認定又は其繼續の申請は一定の書式に従ひ省に提出すべし。但、該書式は指定の日
までに省の指圖に従ひ提出するを要す。

(ろ) 若し右の申請後、例へば課程又は課程中の一科目の増加又は削除の如き重大なる變更を行はんと
するときは少くとも其の二週間前に規定の書式に従ひて省に豫告すべきものとす。

(は) 右申請が規定の時日に遅れたるときは一週を遅延する毎に補助金中より其一パーセントを減額
す。

第二十七條 規定の書式による申請には各種課程の全目錄及び各科目別による各課程各學級の一學年間の全目錄を網羅するを要す。

(い)科目による各課程とは連續教習 Series of Lessons 又は其結合を連絡的進級的に或一科目につきて課するの謂にて之に出席する學生に一ケ年以内に全部授業し終るやうに仕組まれたるものをいふ。

(ろ)學級とは或一科目の全課程又は其一部を構成せる一種類の連續教習を共通に受くる學生の群を謂ふ。

(は)各科目別による各學級については一々別個の書類を要す。各科目別による各學級は其科目を別個に授くる課程と見做す。但、各課目別による各課程を二學級以上に分割する案に對しては省に於て其案が學生をして連續的に授業を受けしめ毫も重複又は遺漏なきを期し得ることを確かめたる場合には之を認可することあるべし。

(に)各種の科目を授くる諸課程を互に權衡を得しむるやうに結合したる各科諸課程は各種の學生の種類に就いて顧慮したるものなるを要す。且、一學年間の各進度に於て互に連絡關係を保つを要す。各種課程は左の如く分類すべし。

(一)豫科 Preparatory 十四歳以下の學生又は公共小學校に於て十四歳以下の兒童に對して施す課程

を反覆するを要する學生の要求に應ずるもの。

(二)下級 Junior 十四歳にして公共小學校を出で直ちに本章により認めらるゝ學校に進む學生の要求に應ずるもの。

(三)上級 Senior 下級を修了したる學生又は十五六歳にて普通の公共小學校よりも高き程度の晝間學級を卒業したる學生中直ちに本章の認むる學校に進む學生の要求に應ずるもの。上級は二ケ年以上の課程たるを要す。

(四)最上級 Advanced 前記の學生よりも年長の學生にして學校にて授くる學科に關しては大學程度に達せんことを期する者の要求に應ずるもの。

上記の分類は各課程の標準を定むる目的を以て分類したるものなり。學生は各其學力に適する課程を選びて入學することを得。

第二十八條 一科目につき一ケ年二十時間以下の授業をなし又は第二十四條の規定に従つて授くる課程に對しては補助金を交付せず。但、左記の場合には此限にあらず。

(い)一科目の教授が前記の時間數以下なるときは第二十九條(ろ)の要件に適合せる課程の一部として認可することあるべし。

(ろ)十時間以上の短期課程にして普通の冬期學期の中間にて授けらるゝ場合は科目の如何に拘らず

特に之を認可することあるべし。

(は)十時間以上の短期課程にして常時に設けらるゝ場合は一定の科目 限り特に認可することあるべし。但、其課程が簡潔にして参考となり既に本科目の全般的知識を有する學生をして此種の教授により利益を得しむるに足る場合に限る。斯種の短期課程は十六歳以下の學生の爲に設くるを許さざるを省の原則とす。或は算術英語其他の科目に於ては普通科目として取扱はるゝ場合には之を許可せざるを原則とす。臨時病院又は看病に關する成年者の短期講習及び育児又は家庭衛生に關する婦人短期講習の如きは之を認可することあるべし。教員養成短期講習も亦認可することあるべし。但、小學校體操科に關する教育省の教授要綱による教授の準備として企てられたる體操科講習は二十時間以下の場合には認可せざるを原則とす。

第二十九條

(い)如何なる科目の如何なる課程に於ても學生の出席數は同一學年に於て又は第二十四條の規定に従ひて當該課程にて十四時間以上の授業を受けたる場合にあらざれば補助金計算に之を加へず。但、

(1)本條(ろ)の要件に適合し省の認可したる教授案に従ふ複課程 (Grouped Course) に於て十四時間以上の授業を受けたる學生の出席數は之を補助金計算に之を加ふ。該十四時間に授くる科目

が同一種類のものならざる場合にも右學生の受くる授業時間數が學生一名平均六十以上に達するか又は全學生の受け得べき授業時間總數の半に達するときは妨げなし。

(2)第二十八條(ろ)又は(は)により特に認可せられたる短期課程に出席する學生の出席數は補助金計算に之を加ふ。但、同課程授業時間總數の三分の二以上に出席したる場合に限る。

(ろ)本條及び第二十八條の爲に諸授業の結合を以て教育上の見地より一科の課程を構成すと認め難き場合又は一週間四時間以下又は全體にて八十時間以下なるときは之を一科の課程とは認めざるものとす。但、普通の冬學期と冬學期との間に開かるゝ課程、又は教員養成を目的とする休暇中の短期全日課程 Short full-time Vacation Courses 又は教員養成土曜講習會の如き特別の場合に於ける期間の長さに關して省が右の制限を輕減する場合は此の限にあらす。

第三十條

(い)第三十二條第一部乃至第五部及び第七部規定の諸科目の授業時數は一學生の一學校に於ける一學年間の授業時數百六十時間以上は補助金計算に之を加へず。

(ろ)複課程の場合は右の限りにあらす。但、十月一日以前に於て出席する課程及び其出席情況に關する詳細を具陳の上製定の書式により制限輕減の願書を省に提出するを要す。

(は)小學校在勤の無免狀補助教員にして省の小學校教員免許豫備試験又は之と同等の試験、又は免

許本試験の準備を爲さんとする者の爲に設けられたる學級に對しては右制限の輕減をなさず。

(に)第三十二條第六部規定の諸科目を教授する時數は一學校の一學年間六十時間以上は補助金計算に之を加へず。

第三十一條 第三十二條により支給せらるゝ割當額は教授科目の性質が組織的にして連續的なる教授の有効に行はるゝ範圍に就き、又學校の事情及び事情に關する他の事實に就き充分考慮の上省に於て之を決定す。

第三十二條

(い)前陳の諸條件により認可ある科目又は學校に出席する學生(名簿に記名せられたる)の受くる授業時間が二十時間に達する毎に補助金を支給す。

(ろ)支給せらるべき補助金の割當額は當該科目又は課程の屬する部 Division に適用せらるゝ制限の範圍内にて支給す。各部に屬すべき科目を包含する課程の場合には此等の各種の部に適用せらるゝ諸制限の範圍内にて其科の割當額を制限す。

(は)「部」に於ける教授上の分類に拘らず各地方の教育當局、管理者、又は教員は左の諸項を出願するを妨げず。

(1)若干の部に屬すべき諸科目を包含する課程を設くること。

(2)的確に甲又は乙の部に屬すと言ひがたきも、土地(都鄙の別なく)の情況に適する科目を教授する課程を設くること。

第一部 文學及び商業科

(に)

(1)文學又は商業に關する科目にして適當の教授要綱を具申するものは其設置を許可す。此等の科目に對する補助金は二シリング六ペンス乃至三シリング六ペンスなるを原則とす。下級科よりも程度高き課程を授くる場合は文學關係の科目は五シリング迄、商業關係の科目は八シリング六ペンス迄増加することを得。

(2)學校にして若し此等割當額より以上の補助を受くるを得べき教授をなすときは省は第一部に屬する授業全體に對し二シリング六ペンスと八シリング六ペンスとの中間にて割當額を査定することあるべし。

(3)半時間以内の授業は本部の一教授時間と認めず。

第二部 技藝科

(ほ)

(1)支給すべき補助金の普通の割當額は二シリング六ペンス乃至三シリング六ペンスとす。

(2) 該割當額は十五シリング迄増加することを得。
(3) 第三十一條の條件に従ひ割當額は左の諸項に依る。

甲、課業の程度の高低及び特別の装置を要する課業。

乙、教授及び装置の性質及び能率。

丙、教員の資格。

丁、特殊の科（又は數科）の要件と明確なる關聯を有する教授を行ひ且つ組織的なる製圖、模型又は圖案の教授と共に之を慣例にて示すに必要な實地教授をも兼ね行ふ場合には、技術習得を目的とせる技藝の練習と異りたる原理及び應用の教授が行はるゝ範圍。

(4) 四十分以内の課業は一時間の教授と認めず。

第三部 木、金、其他の材料を以てする手工科

(ハ)

(1) 普通の補助金割當額を二シリング七ペンス乃至三シリング六ペンスとす。

(2) 特別の装置の施されたる場合は該割當額を五シリング迄増加するを得。

(3) 一時間以内の課業は本部の教授一時間として計上せず。

第四部 理科及び工藝科

(ニ) 科目一般又は其特殊分科（數學を含む）又は工藝一般或は其特殊分科は適當なる教授要綱を提出の上之を設くことを得。

(I) 普通の補助金割當額を二シリング六ペンス乃至三シリング六ペンスとす。

(2) 該割當額は十五シリング迄増加することを得。

(3) 第三十一條の規定に従ひ割當額は左の諸項に依る。

甲、課程の程度の高低、及び特殊の實驗的便宜、及び設備を要することの多寡

乙、教授及び装置の特質及び能率。

丙、教員の資格。

丁、特殊の職業（又は諸職業の一群）の要件と明確なる關聯を有する教授を行ひ且、基礎科目の原理を系統的に教授する際其實例として必要なる實地教授を兼ね行ふ場合に技術の習得を目的とする職業の實習と異りたる原理及び應用の教授の行はるゝ範圍、

(4) 四十分以内の課目は本部の一時間授業と認めず。

第五部 家事及び家内工業

(チ) 家庭的諸科目の教授又は普通日常の家庭の用務を正當に處理することに關する教授又は小なる家内工業（都鄙の別なく）の教授を目的とする課程は教授要綱を提出の上之を設くことを得。

- (1) 補助金割當額は二シリング六ペンス乃至三シリング六ペンスを原則とす。
- (2) 裁縫以外の諸科目（特に多額の経費を要する材料及び設備の必要な場合）は五シリング六ペンス迄増加することを得。但、其の教授は實驗と相待つて十分に實例を示し又は學生自身をして十分之を實習せしむることを要す。
- (3) 四十分以内の課業は本部の一時間授業と認めず。

第六部 體操科

- (り) 學生の一般的身體發達を目的とし學生の年齢別及び性別に適應する課程は適當なる教授要綱を提出の上之を設くることを得。
- (1) 普通の補助金割當額を一シリング六ペンスとす。
 - (2) 一學級學生數二十名を超過するときは補助金割當額を減することあるべし。
 - (3) 管理者は本部の規定により認められたる學級に出席する者をして他の部の規定による諸學級にも出席するやう努めて奨励すべし。
 - (4) 三十分以内の課業及び一日一時間以上の出席は本部の規定による一時間の授業と認めず。教員養成を目的とする體操及は體操の初步の原理を教授し兼ねて省の小學校體操科教授要綱に従ひ教授を行ふ準備として之を教ふる方法をも教ふるを要す。該課程は、本部の規定にのみ屬するものにあらず。随つて(1)より(4)迄の制限を受くることなし。

第七部 音樂科

- (る) 本部の規定により省は唱歌又は音樂の理論、歴史又は評價に於ける適當のを課程認可することあるべし。
- (1) 教授が唱歌を主とし、又は専ら唱歌のみなるときは本課程に對して支給する補助金割當額を一シリング六ペンス乃至二シリング六ペンスとす。
 - (2) 音樂の理論、歴史又は評價に關する教授に對し支給する補助金の割當額は二シリング六ペンス乃至三シリング六ペンスとす。但、下級科よりも高き程度の音樂理論を教授するときは五シリング迄増加することを得。
 - (3) 三十分以内の課業は一時間の授業と認めず。
 - (4) 省の監督の下にある諸學校にて唱歌を教授する準備として教授する教員養成科は本部の規定のみに屬するものにあらず。随つて上記(1)の制限を受くることなし。

概算渡し年補助金

第三十三條 省は本規定第二十九乃至第三十二條、第四十乃至第四十二條及び第五十四條により補助金を支給する代りに其地方の教育組織上確實重要にして、且、教育上充分考慮して定めたる上級程

度の教授（認可ある）を施す有效なる學校に對し、其の一ヶ年間の事業全體に就き（下級の工業學校又は技藝學校の事業は之を除く）概算渡しの年補助金を下附することあるべし。但、當該學校の事業の性質、能率、成績又は事業の實費等を考慮し又は當該學校と他の學校又は學級との間に事業の分擔法を變更せし結果（此分擔に對して本規定により補助金を支給す）を考慮したる後、右概算額も變更を見ることあるべし。

第三十四條

（い）省は本規定、第二十九條乃至第三十二條により補助金を支給する代りに地方教育當局管下の諸學校に於て規定の條件によりて設けたる總ての課程に就き一學年間分として概算補助金を該當局に支給することあるべし。

（ろ）概算渡し補助金は一九一三—一四年の一學年間同様の諸課程を設けたるに對し該當局に支給したる補助金の總額を基礎とす。但、該課程の授業時數（又は其他の課程に要したる時數）の増減に比例して増減するものとす。

（は）第三十三條による概算渡し補助金を受くる學校の教授時數は補助金計算の爲には計上せず。省は不當に延長せられたるものと認めらるゝ諸課程又は本令第四條による補助金を受くるに適する少數の學生の爲に設けられたる一課程は全部又は一部同様に計算外に置くことあるべし。

（に）省は其適當と認むるところに従ひ本條により地方當局に支給すべき概算渡し補助金の最終支拂日以前、便宜の日に分割支給することあるべし。

（ほ）省は本條により規定したる補助金の割當額を増加することあるべし。但、一九一三—一四年の會計年度以來教員の俸給又は手當の率の一般に増加したる結果として従來の補助金にては學校又は學級の實費を補助するに不充分となりたることを確めたる後に限る。本條項は一九一七—一八年の相當條項による補助金にも同様に適用することを得。

第三章 特に「工業會館學級」(Technical Institution Courses)

及び「晝間工業學級」(Day Technical Classes) に適用

すべき補助金に關する規程

第三十五條 晝間學級に於ける組織的なる課程にして理科又は理科技藝の程度高き教授をなし、且、之に適せる教員及び設備を具備するものは「工業會館學級」として之を認め第三十六條乃至第四十條により認定せられたる課程に對しては補助金を交付することあるべし。

第三十六條 第三十五條による認定又は該認定の繼續の出願は所定の書式により所定の日迄に所定の手續により省に提出すべし。

第三十七條 理科又は技藝を單獨に又は一般的、商業的、手工的或は工藝的教授の諸科目と連關して組織的に二ヶ年以上教授することに關し規定を設くるを要す。

第三十八條

(い) 十二歳以後三ヶ年以上省の認定せる優良中等學校名簿に記載の學校にて教育を受けたる者、又は(2)現に十六歳以上にして上級の教育を受くるに足る豫備教育を受けたる者にあらざれば本課程に入るを得ず。

(ろ) 現在は十五歳と十六歳との間の者にも入學を許可したれども視學官は特に此等の學生に注意するを要す。

(は) 綜合大學入學試験準備科 (Courses in Preparation for Matriculation Exami. of a Univ.) は本課程に入りし時既に十八歳以上に達したる學生にあらざれば入學せしむべからず。

(に) 工学以外の科學に於ける大學々位獲得の爲に中間試験 (Intermediate Exam.) を受くる學生を收容せるは課程大學入學資格を有し且本課程に入る時既に十七歳以上に達したる學生の爲に設けらるゝ場合にあらざれば認定を受くるを得ず。

(ほ) 十八歳以下の學生を大學入學受験科に入れ又は十七歳以下にして入學の資格ある者を工学以外の科學に於ける中間課程に入れんとする出願の件に對しては現在省に於てもなるべく事情を斟酌する方針なり。此場合各學生の特殊の事情を具申するを要す。且、中等學校に通學中の學生の場合に該學生が該中等學校を出づるに先だち右の出願を爲さざれば省は之を許可せざる事あるべし。

(へ) 工業に於て大學々位を獲得せんが爲に中間試験を受くる準備を爲す課程は上記の如き年齢上の制限なくして許可するを得。但、大學入學資格を有する學生に限る。

第三十九條

(い) 六十分以下の出席は一時間の授業と認めず。

(ろ) 特別の場合に於ては學年度に先だち管理者より出願し、且、省にて認可したる如き制度を以て第十四條(い)による登録制度に代ふることあるべし。

第四十條

(い) 認可せられたる課程に於て當該學年内に八百時間以上の授業を受くる各學生に對しては第一學年は十ポンド以下、第二學年は十二ポンド以下、第三學年以上は十五ポンド以下の割合にて補助金を支給することあるべし。

(ろ) 學生にして認可課程に於て一年以内に八百時間以下六百時間以上の授業を受ける時は補助金は
(い)の割當の四分の三を支給す。

(は) 補助金割當額は一々の實例につき省に於て之を決定す。之を決定するには、理科及び技藝に於ける授業時間數、必要な装置の經費、全體としての授業の性質及び能率、學生の之によりて受くる利益其土地の情況との適不適等を參酌す。

(に) 學生にして若し一定の期間正規に認可課程の授業に出席するも住宅の變更又は雇傭條件の變更其他之に類する原因により六百時間全部を出席する能はざるときは、四百時間以上の場合は(い)の割當額の半額を支給し、四百時間以下二百時間以上の場合は四分の一を支給す。

(ほ) 省が、一九一三—一四年の會計年度以來教員の俸給又は手当の率の増加したる結果として從來の制限付補助金にては學校の經費を充分に補助する能はざるに至れる事を確かめたる場合には本條により規定したる補助金最高率を更に増加することあるべし。

本規定は一九一七—一八年の相當條項による補助金にも適用することを得。

第三十三條參照

第四十一條

(い) 課程の體系に差支なき限り學生をして部分的聴講を爲さしむることに就き出願することを得。

部分的聴講とは全體の課程中一部の科目のみに出席するの謂なり。但、省は此部分的聴講生の爲に全部的聴講生の妨げとならざることを確かめ且、個々の部分的聴講生が全部を聴講する必要なき事及び其選びたる科目が適當なることを確かむるものとす。該學生が第四十條所載の八百時間又は六百時間の授業を受け居らざることを確かめたる場合には第四十條(い)の割當額の半額を以て四百時間以上の出席者一名に對する補助金割當額とし、四分の一の割合を以て四百時間以下二百時間以上の出席者一名に對する補助金割當額となすを得。本條により部分的に出席する學生にして二百時間以下の授業を受ける者に對しては條例として補助金を支給することあるべし。但、其割當額は如何なる場合に於ても各自の受けたる授業時間と支給割當額との比例が第四十條(い)の比例以上たることを得ず。

(ろ) 第四十條(に)及び第四十一條(い)の規定の場合の外は一ヶ年六百時間以下の授業を受ける學生には補助金を支給せず。

第三十三條參照

晝間工業學級

第四十二條

(い) 特別の場合に於ては晝間工業學級の學生の教授に對して補助金を支給す。該工業學級が高等程

度の授業をなす爲に特設せられたる學級なりや又學生の専門的要求に應ずる關係諸科目につき組織的教授を施す學級なりやは之を問はず。學生一名當りの補助金は四十シリングを超過することなし。但、工業會館學級の第一學年よりも高き程度の授業に二百時間以上出席したる者、又は其他の認可課程に四百時間以上出席したる者の場合に於ては特に六十シリング迄増加することを得。何れの場合に於ても補助金割當額は一々の實例に就き、省之を決定す。該決定は登録せられたる學生各自の受くる授業の時數、必要なる設備に要する經費、授業の程度、性質及び能率及び學生の要求に對する適否等に應じて定むるものとす。

(ろ)第三十八條(は)―(へ)の規定は第四十二條(い)によりて認定を出願したる諸課程にも之を適用す。

(は)省は本條規定の補助金割當額最高限度を引き上ぐることを得。但、一九一三―一四年の會計年度以來教員の俸給及び手當の率の増加したる結果として從來の制限ある補助金にては學級の經費を充分補助する能はざるに至れる事を確かめたる場合に限る。

本規定は一九一七―一八年の關係條項による補助金にも之を適用す。

第三十三條參照。

(に)本規定第二編(下級工業教育)規程又は海員養成學校規程 (the Regulations for Schools of

Nautical Training) 中に規定せられたる新型の學校は本條により補助金を受くることを得ず。現

在本條により認定せらるゝ種類の學校は當分從來の如く認定すれども總て此等の學校はなるべく速かに各所屬規程條項に一致せしむべし。然らざれば省の補助金を中止することあるべし。

第四十三條 第四十二條(い)により認定又は認定の繼續を出願せんと欲するものは所定の書式により省に提出すべし。(該書式中に出願期日及び手續に關する記載あり。)

第四章 特に「技藝學校」(Schools of Art.) 「技藝學級」

(Art Classes.) に適用すべき補助金に關する規程

第四十四條 裝飾美術に就き程度高き授業を施す組織的教育機關は「技藝學校」として認可を受くることを得。該認定を受けたる學校は第四十五條乃至第五十二條により補助金を支給す。

第四十五條 技藝學校に於ては認可を受けたる主任教員一名と數名の適當の教員との下に一ヶ年三十六週以上晝間及び夜間の學級に於て組織的に授業すべし。若干科目の教授と實習との割當は適當なるを要す。晝間學級は一週二日以上、夜間學級は一週三夜以上開くべし。學校は毎週十四時間以上の授業なし其中六時間以上は晝間教授たるを要す。

第四十六條 (い)主任教員として認定を出願する者は省の技藝教員免許狀を有するか又は王立美術專門學校の正校友たるか又は美術家免狀(第一類) an Art Masters' Certificate (Group I) を有するを要す。特別の場合に於ては省の認定する特殊の資格を有するを要す。

(ろ)王立美術專門學校の正友校資格を有する者と雖一般的素養、體格及び専門的教養に關し規則第一百〇九條第二條乃至第四條の規定に従ひ證明を省に提出し、且、該專門學校卒業證書に該規則第六條による教員資格證明を添へ省の裏書を得たる者にあらざれば主任教員の資格なきものとす。但、右の規定は一九一五年十月以降該專門學校の課程に於て學びたる者にのみ適用するものとす。

第四十七條 技藝學校の校舎は省の認可を経べし。豫め省の許可を経るにあらざれば校舎を他の目的の爲に使用することを得ず。教室は充分にして且、圖畫、彩色、模型及び意匠、並に土地の情況によりて有用なる裝飾美術、加工品の意匠、圖案、手細工に關する初歩及び高級の教授を爲すに適する配置及び裝飾を具備するを要す。

第四十八條 第四十四條による認定又は認定の繼續の出願は規定の書式に従ひ、且、該書式面に記載の時日迄に同書式面記載の指圖通りに省に提出すべし。

第四十九條 技藝學校の分校は本校の管理者之を管理すべし。分校は本校と同一地方に設置すべきも

のとす。分校は一ヶ年二十八週以上、一週三夜授業をなし、技藝教員免許狀を有する者又は其以上の資格を有する者にして主任教員の指導の下にある教員によりて教授せられざるべからず。主任教員は分校にて行はるゝ研究及び授業中、認可を経たる課程に關して監督の責任を負ふものとす。

第五十條(は)及び(に)によりて下級部 (Junior Department) として認められざる分校に對しては第三十二條(ほ)の條件によりて補助金を支給す。

第五十條 技藝學校は學期末まで該學期中に學生が學校内にて實習し完成したる作品を何時にても供覽に便利なる形式にて保存すべし。若し全部を保存しがたきときは十分撰擇をなして之を保存し學生の同學期間に於ける製作の範圍と進歩の程度とを示すことを得るやうにすべし。

技藝學校に關する確定年補助金

第五十一條

(い)各技藝學校に對しては年補助金を支給す。其金額は省に於て該學校の授業の分量、性質、並に之に要する經費及び其成績、及び其土地に於ける他の學校及び學級の授業との連絡關係並に授業の能率等につき考慮の上之を決定す。

(ろ)該補助金は當該會計年度に於ける七月三十一日以前の滿一ヶ年間の授業に對し四月一日より三月三十一日迄の間に各學校に支給す。其會計年度の支給額は該年度前に當該學校に豫告す。

(ハ) 技藝學校に支給する概算渡しの補助金は當該學校附設下級部の授業の全部又は一部之に均霑するものとす。

(ニ) 技藝學校に對する補助金額を決定するに當りては技藝科目の授業は勿論左の諸點についても考慮することあるべし。

(1) 下級部の授業の一部を構成せる一般陶冶諸科目の授業。

(2) 技藝學校本科に於ける相當學生の爲に特に省の認可したる文學的又は教育學的諸科目の授業。

(ホ) 閉鎖したる學校に對しては維持費關係の未済債務純額以上に補助金を支給することなし。但、地方當局の維持經營する學校は此の限にあらず。

技藝教生 Art Pupil-Teachers に對する補助金

第五十二條 本條左記の條件に従ひ技藝學校又は其分校の認定技藝教生一名につき一ヶ年十五ポンド以下の補助金を該校管理者に支給す。該補助金は優良なる年少學生を技藝教員として養成するを目的とす。

(イ) 技藝學校は技藝教生の助力なくして授業を爲し得るに足るだけの教員數をととのふるをす。

(ロ) 規則的に出席する學生の數三十名以上を有する學校に於ては一名の教生を認可す。同上 五十名以上の學校に於ては二名の教生を認可す。同上數二百名以上の學校に於ては特に三名の教生を

認可することあるべし。

(ハ) 認定技藝教生候補者の具備すべき條件左の如し。

(1) 候補者は十七歳以上の者に限る。普通は初任の年の八月一日現在二十一歳以上の者とす。

(2) 候補者は省の普通科目豫備試験に合格するを要す。該試験は小學校教員免許豫備試験に合格し又は技藝科新教員免許狀獲得の爲右と同等の試験と見做さるゝもの(規則第百〇九號)に合格するだけの學力を標準とす。此の條件に適合せざる場合には例外を以て技藝教生候補者を技藝教生として認定することあるべし。但、當人の修むべき課程中には一般科目を含むべきものとす。(該認定は右課程中の一般科目を以て新教員免許狀獲得の手段とするものにあらず)。

(3) 候補者は省の認容する技藝上の資格を有するを要す。省の該認容は左の標準による。

(ア) 省の圖畫試験に合格すること。又は見取圖、用器畫、及び模型畫に於て前期技藝試験 (the Former Art Exam.) に優等の成績を得たる者。

(イ) 舊規定により技藝科教員免許狀獲得に必要な諸科目中二科目に於て優等の成績を得、且該免許狀獲得の目的にて製作したるもの二點に就き合格したる者。

(ウ) 當該技藝學校の主任教員が當人の圖畫の進歩と將來新技藝教員免許狀獲得に必要な技術上の要件を充すの見込あること、及び教授の才能あること、に就き報告をなし、且、上記(ア)

の各科目に就き實習成績三點以上を提出し合格したる者。

(4) 技藝教員となる目的を以て技藝教生の任務を引き受くるの意志を言明したる者。

(ニ) 技藝教生の任命は毎年再任命をなすものとす。但、二十四歳に達したる學年の終り以後は任命をなさざるを普通とす。

(ハ) 教生は認可課程に於て、原則として自己の認定を受けたる技藝學校に毎週二十時間以上出席して該課程の授業及び教授法上の實地訓練を受くべし。省は例外の場合には此の他の時間配合を認可することあるべし。但、通常、他に常務を有する者は教生として認定せず。教授法上の實地訓練に充つべき時間数は毎年百時間以上にして教授と研究とに要する總時間数の三分の一以上とす。技藝教生の行ふ教授は總て適當なる監督を要す。

(ヘ) 技藝教生の認定又は認定繼續の申請は所定の書式にて、該書式面記載の指圖に従ひ該書式面記載の時日迄に省に提出すべし。

(ト) 教生の再認定を爲すには、省は該教生が其研究と教授法とに於て相當の進歩をなしたることを確むるものとす。之に就き管理者は一學年間に於ける技藝教生の活動の範圍と性質とを示すべき證據を提出し、併せて實地教授に費したる時間を證明するを要す。又其の研究上の進歩と實地教授の能力に關する見込に就き主任教員の報告を添付すべし。

(チ) 教生補助金は教育省支出の地方獎勵金又は地方美術獎學金と同時に之を受くることを得ず。

(リ) 本條による補助金の請求には一學年間に管理者より各技藝教生に支給したる額に關する管理者の證明を添付すべし。本條による補助金額は右支給金額を超過することなし。

第五十三條 (削除)

技藝學級

第五十四條 晝間又は晝間と夜間に技藝を授くる課程を設け、裝飾技藝、意匠圖案、又は美術細工の程度高き教授をなし一週三回以上、一年二十八週以上授業を爲す施設は技藝學級として認定す。

(注意) 右一週三回の授業は同日に之をなすを得ず。

教員中には本令第四十六條により資格の認定を受けたる教員一名、又は技藝科教員免許狀を有する教員一名を含むを要す。

認定學級に對する補助金は第三十三條により第三十二條(ハ)の條件にて支給す。

本條による認定又は認定の繼を出願するものは所定の書式にて、該書式面記載の指圖に従ひ、同書式記載の時日までに省に提出すべし。

第五章 修業及び卒業證書の裏書

第五十五條

三六

(5)工業學校 (Technical Schools) 又は技藝學校 (又は例外として認可せられたる施設) にして上級選科課程修了證書、又は上級本科卒業證書を授與せんと欲するときは省は特に之を認可し、且、認可したる條件に従ひ充分其課程を修了したる學生に授けられたる該修了證書又は卒業證書に裏書をなす。

(ろ)規則第百〇九號第六條 (技藝教員免許狀に關する規則) に規定の場合の外は教員養成科、特殊の試験の受験準備を教員に授くる課程、學生に入學試験準備、大學學位獲得準備又は資格認定試験準備を授くる諸課程に關しては右の裏書をなさす。

(は)初年級に於ては完全に規定の條件に適合せざるも後年級に於て充分條件に適合する課程に關して修了證書又は卒業證書を交付する場合は省は之に裏書をなすことあるべし。

第五十六條

(い)選科課程の認可に關しては本規定第二十七條(に)に依るものとす。

(ろ)選科課程は毎年百五十時間以上の授業を爲さざれば本章による認可を與へず。夜間教授のみの場合は該課程は各學期每週三夜授業するを原則とす。

(は)選科課程は修業年限二ヶ年以上にあらざれば本章による認可を與へず。

第五十七條

(い)本科課程は認可の場合左の如く分類す。

(1)年長級 (Senior) 十五六まで中等學校に通學したる學生に適する課程にして修業年限二ヶ年以上なるを要す。

(2)高等科 (Advanced) 十七八歳まで中等學校に通學したる學生又は、業務に就きつゝ年長級又は高等科の選科に規則正しく二年間出席したる學生に適したる課程にして修業年限二ヶ年以上なるを要す。

(ろ)徒弟科 (Courses for Apprentices) 一定期間は全部授業を施し他の一定期間は業務に従事せしむる組織にて徒弟を教育する課程は本章施行上之を本科とす。

但、授業の分量は二ヶ年連続の本科課程の授業の分量と同一なるを要す。

第五十八條 學校の證書交付案を認可する前、省は當該學校の設備、教員の資格、若干科目の教授要綱及び課程表、及び入學者の資格等に就き豫め其の適當なりや否やを確むるものとす。本令前記諸章による補助金を受けんとする學校に認定を與ふる場合には、必ずしも設備、教員等に關する條件が證書交付案に對して省が認定する條件なるを要せず。

第五十九條

附 錄

三七

(い)要綱中に記載の學科課程に對する試験は毎學年一回教員自ら之を施行すべし。但、最後の學年に於ては別に試験立會人(一名又は二名以上)を委嘱すべし。省の要求する場合には最後の學年以外に於ても亦然り。省は年長級選科の學生を試験する目的を以て他の例外的協定を爲すことあるべし。

(ろ)學校又は特殊課程の爲に顧問委員の設けられたる場合には該委員、教員及び試験立會人協議の上修業又は卒業の證書を交付すべし。

第六十條 原則として一課程に對し一名の試験立會人を要す。一課程に就き二名以上を任命する場合には其の中の一名は主任立會人とすべし。立會人は單に當該課程と關係ある職業につき専門的知識を有するのみならず、當該課程の科目を教授する經驗を有する者を以て原則とす。立會人として任命せられたる者の姓名及び資格は省に通告すべし。

第六十一條 最終試験舉行準備に關する立會人の職分、試験成績品の採點法、並に全體としての最終試験の成績の決定に關し豫め成案を立つるを要す。上記の事項につき各自の意見一致せざる場合は立會人の意見(教員と協議の際立會人が其意見を棄てざる時は)を以て決定的とすべし。一課程につき二名以上の立會人を委嘱する場合は主任立會人の意見を以て決定的とすべし。

第六十二條 修業證書又は卒業證書は規定の試験に合格したる者にのみ授くべし。之、證書授與案認

可の一條件なり。其他の條件例へば出席、自習、實驗室作業、圖案等關にする條件は提件の上認可を経べし。省は修業證書又は卒業證書を授けんとする學生の卒業論文、研究成績の證據並に出席記録等を提出せしむるの權利を保留す。省は規定の條件に適合せることを確かめたる上にあらざれば證書の裏書を爲すことなし。

第六十三條 規定の條件に適合せざる學生には修業證書又は卒業證書を授與せざることは證書授與案認可の一條件なれども、學生が學校に出席したる事實と記載したる各學期の記録は課程の一段階を完了したる際に授くることを得。之は前記條件と牴觸せざるものとす。

第六十四條

(い)學生は證書を交付する學校の課程の全部に出席すべきを原則とす。但、豫め省の認可を経るときは該課程の各學年を特に關係ある各種の學校に委託することを得。甲地方より乙地方に移住したる學生の場合に於ては修業證書を交付する學校の管理者及び文部省の認可したる他の學校の同等の授業ならば右の學校の各學年の授業を受けたるものと見做すことを得。但、最終學年は證書交付の學校にて授業を受くるを要す。

(ろ)卒業證書授與案は原則として年長級及び高等科の本科課程全部を一學校にて受くべき事を規定すべきも課程中の一定の部分を他の學校に委託する形式にて協定案を立つるときは省は例外とし

て之を認可することあるべし。

第六十五條

- (い) 修業證書及び卒業證書の文面は省の認可を経べし。年長課程の修業證書は「課程修業證」 Course Certificates と稱し、高等科の證書は「高等科課程修業證」 Higher Course Certificates と稱し、卒業證書も之と同様に區別して一を「課程卒業證」 Course Diplomas と稱し他を高等科課程卒業證」 Higher Course Diplomas と稱す。
- (ろ) 修業證書面に認可せられたる校外試験 Approved External Examinations の合格に就き記載する事に關して別に認定を設くることを得。卒業證書には校外試験の合格を記載せざるを原則とす。
- (は) 校内諸試験の合格は修業證書又は卒業證書に一々記載するを要せず。
- (に) 省より裏書を受けたる修業證書又は卒業證書に何等かの記載を添加せんとせば省の承認を経べし。課程修業證書を受けたる後。上級課の全部を修了せざる學生にして認可條件通りに其後の進歩せる研究の期間を適當に完了したるときは該研究に關して該學生の所持する課程修業證書面に記載を爲すことを得。但、省の承認を経るを要す。裏書ある上級課程修業證にも省の承認を経て同様の記載を爲すことを得。但、上級課の補習たる研究期間を適當に完了したる場合に限る。

工藝學本科修證書の裏書

第六十六條 ロンドン市及び同業組合學院 (The City and Guilds of London Institute) の交付したる工藝學本科修業證書にして省の認可したる條件に従ふものは同學院の出願により省は之に裏書を爲す。

第二篇 下級工業學校 (Junior Technical Schools)

第一條 高等教育系統の一部として組織せられ、小學校出身者に對して全日的教育を連續的に授け工匠、實業又は家庭従業をなす者を養成する晝間學校は省の認定を受くることを得。成績優良の場合には省より補助金を支給す。但、本篇の規定により、又豫備條項及び第一篇第一章の規定によるものとす。(此等の規定が本篇の規定と抵觸せざる場合に限る)。實業及び家庭科の課程は省の認可を経て一學校を構成することを得。

第二條

(い) 本規定により認定せられたる學校の課程は、公共小學校にて施さるゝ徳育知育及び體育を繼續すべし。該課程は學科目に於ても教授法に於ても其の土地の情況と生徒の學力及び志望とに適し且、從來修めたる學科目の教授は之を繼續し相當の時間數を配當すべし。教育上價値なき科目を

教授し、又は特種の科目に要する時間の爲、他の科目を相當に教授する能はざるに至り、又は或科目に配當したる時間數少きに過ぎ其效果少きこと、其他之に類する理由により省は學科課程又は時間割の變更を要求することあるべし。

(ろ)英語又はウェールズ語以外の國語を學科課程中に編入することは之を認可せず。但、現に準備の教育を施しつゝある職業に直接實際的價値を有することの證明せらるゝ場合は此限にあらず。

(は)適宜の科目にては總べて實習を課すべし。該實習は全課程を通じて累進的なるを要す。

(に)製作場、博物館、陳列場其他學生の課程と關係ある場所の見學は授業の一部として之を認可することあるべし。

第三條

(い)修業年限は二ケ年乃至三ケ年とし、六乃至九學期間は全日教授をなし他の職業に就くを得ざるものとす。毎年三十六週以上授業をなすべし。

(ろ)職業準備の教育は工場其他に於ける實地經驗と相俟つて之を行ふべきものとの意見あるときは省の認可を経て學期と學期との間に中間期間を設け此期間に實地作業に従事せしむる課程を設けることを得。

(は)入學年齢の制限は各課程につき一々省の認可を受くべし。原則としては十三四歳にて、小學校

を出でたる者を收容し十六歳迄二三年間の教授を施す可きものとす。普通の例に反し更に幼少なる者を收容せんとするときは省と一應協議を遂ぐべし。

(に)毎年相當の入學者を得る見込なき學校は認定せず。

第四條

(い)認可を受けたる學科課程に従ひ、正規、有效なる教授をなしたる學校に對しては其學年の終りたる後該校責任團體に補助金を支給す。補助金の率は學年開始前日に十三歳以下の生徒に對しては一年三磅、其他の學生に對しては五磅とす。特に多額の經費を要する教授をなす課程の場合には七磅まで増加することを得。

(ろ)補助金額を決定する際、生徒の數は一學年間の各學期に於ける生徒の數を計算し其總和を學期數にて除し其の商を基礎とす。

(は)出席日數が一學期間の教授日數の八十パーセントに達せざる生徒は補助金計算の場合之を加算せず。但、病氣又は傳染病の危險の爲許可を得て缺席したる者は特に斟酌することあるべし。

(に)課程の履修を繼續し又は其現級に留まるに適せざるものと省の見做したる生徒は補助金計算の生徒數中に加へず。

(ほ)認可課程の總學期數を經過したる後二學期以上在學する生徒は補助金計算中に之を加へず。

- (ハ) 學校閉鎖の場合は、維持費としての未済債務額以上に補助金を支給することなし。但、責任團體が地方學校當局なる場合は此限にあらず。
- (ト) 省は本條規定の補助金最高限度を増加することを得。但、一九一三—一四年の會計年度以來教員の俸給又は手當の率の増加したる結果として從來の補助金にては學校の經費を充分補助する能はざることを確かめたる場合に限る。此規定は一九一七—一八年の相當條項による補助金にも適用することを得。

第五條

- (イ) 原則として各課程の授業は毎週十回以上(午前又は午後)にして午後六時以前の授業毎週三十時間以上なるを要す。
- (ロ) 學年曆は省の認可を受くべし。
- (ハ) 學校は團體生活を奨励し相當の娛樂の機會を與へ(成るべく組織的ゲームを加へ)んことを要す。

第六條

- (イ) 省の認可を得るにあらざれば生徒は學校の課程以外の授業 (Secular subject) に出席 (attendance) を得ず。

- (ロ) 省の認可を経て生徒の學力の進歩を試験する方法を定むべし。但、豫め省の認可を経るにあらざれば當該學校の生徒に限られたる科目以上の學科 (Secular subject) に就き試験をなすを得ず。

- (ハ) 入學を許可せられたる生徒は總べて認可せられたる一課程を全部履修するを要す。當該學校の生徒ならざる生徒は當該學校の生徒と共に授業を受くることを得ず。
- (ニ) 省の許可を受けざる限り、生徒は入學と共に第一年の課程より始むるものとし。
- (ホ) 修業の見込なき生徒は退學を命ずることあるべし。
- (ヘ) 課程の終る迄生徒の數が、年々、相當の數に達せざる時は認定を取消すことあるべし。
- (ト) 生徒が學校卒業後學校にて認めたる職業に従事する意思あるにつき其父兄又は保證人より證明するにあらざれば入學を許可すべからず。當該學校の卒業生が従事したる職業を記録し之を保存すべし。生徒が學校に於て履修したる所に從ひて就職せむるときは學校の認定を取消すものとし。

- (チ) 相當の理由なくして濫りに生徒の入學を拒絶すべからず。

第七條 普通の授業に於ては教員一名の擔任する學級の生徒數は三十二名以下とす。教師が生徒各自に就き注意をなすを要する授業にありては二十四名以下とす。但、擔任教員に一名の助手を置く

ときは此限にあらず。省が必要と認むるときは如何なる學級に對しても此制限を越ゆる事を許可せざることを得。

第八條 學校に關する教育上の責任と、其の維持に關する財政上の責任（該校の經費が補助金と授業料により支出せられざる限り）とは同一責任團體に於て負擔すべし。該團體は一九〇二年教育條例第二章に依る諸權能を行使する地方當局なるか、該地方當局の編成したる聯合團體なるか、又は慈善基金團體なるを要す。

第九條

(い) 學校を管理するには其準據すべき方針案又は決議書、又は成文規則を作り、學校の爲に設くる管理又は顧問團體の組織法を決定し、此等諸團體、學校及び當該學校の屬する機關の總理 (Principal of any Institution of which the Schloo forms part.) が一般管理に對する責任上及び組織、訓練及び教授の巨細の點に對する直接の責任上の職分を規定し置くべし。管理に關する書類は省の認可を受くべし。認可を経たるものは省に其謄寫一部を保存するものとす。右規定の變更又は廢止は省の認可を経るを要す。

(ろ) なるべく、學校にて準備を教育なす職業と關係ある傭主、被傭者の代表者より成る顧問團體を任命することに就き管理規定中に規定し置くべし。

第十條

(い) 學校は一名の校長と校長の監督する（相當數にして適任なる）教職員の團體之を經營するものとす。該學校が更に大なる機關の一部なるときは該機關の主任者を校長となすことを得。

(ろ) 教員中、學校が準備教育をなす職業に關し實地經驗を有する者相當あるを要す。

(は) 學校責任團體又は省に於て、教員の學校に於ける本務の遂行上障害ありと認むる場合は教員は本務外の仕事に携はることを得ず。教員は専ら教授にのみ従事するを原則とす。但、一日のうち午前、午後又は夜間の授業の二回以上、一週十回以上出勤を命すべからず。

第十一條

(い) 校舎は衛生に注意し、教授に適し、相當閑靜にして、認可を受けたる課程を授くるに適したる設備及び装置を具備すべし。

(ろ) 娛樂、運動、特に組織的ゲームの爲相當の便宜を計るべし。

(は) 學校にして若し他の晝間學校又は學級と同一の建物内に開かるるときは、該學校の教室は特に之を區別すべし。但、實地作業の教授の爲に物に装置を施したる室は同時に使用するも妨げなし。實地作業を授くる室は同時に他の學校又は學級の生徒と共同に使用せしむべからず。但、豫め省の許可を得たる場合は此限にあらず。

- (ニ)各學級にはなるべく各學級専用の室を設け普通の授業は該室に於てなすべし。
- (ホ)校舎を新築又は増築するときはその敷地及び建物の設計圖は省の要求に従ひて之を複製し之を省に提出して其認可を受くべし。現在の建物の平面圖は何れの場合にも省の要求に従ひ之を提出するものとす。

第十二條

- (イ)宗教的科目の教授に對して本規定による補助金を支給せず。
- (ロ)生徒は本規定により規定の學校に入學又は在學を許可せらるゝ條件として日曜學校、宗教的禮拜所、宗教的儀式又は學校其他に於ける宗教的科目の教授に出席することを要求せらるゝことなし。且、宗教的禮拜の時間又は宗教的科目の講義の時間は之に出席することを希望せざる生徒の爲に不便とならざるやう配置すべし。

第十三條 學校は私利を營むべからず。又教員に貸與すべからず。學校は其性質上並に財政上、公の補助金を受くるに適するものなるを要す。

第十四條 學校は授業料を徴收するも徴收せざるも隨意とす。若し之を徴收するときは其額に就き省の認可を受くべし。

第十五條

(イ)本規定による補助金を受くる爲學校を認定學校名簿に登録することを出願する場合には、責任團體は省の定むる豫備申告書式 (Form of Preliminary Statement) により認定を求むる學年の開始以前成るべく早く提出すべし。

(ロ)省は右認定出願に對し認定を與ふる前に、當該學校に於て施す教育が果して其土地の情況に適し、其準備を授けんとする職業に適するや否や、又當該學校と其他の學校又は其地方に於ける教育の場所との關係を考慮するものとす。地方教育當局が當該教育の責任團體ならざる場合には地方教育當局に諮問す。

(ハ)寄宿學校 (Residential School) は其地方の公教育系統の一部を構成するものとして當該地方當局より省に推薦し、省が當該學校にて施す授業の性質上生徒の寄宿を必要とするものなることを確かめたる上にあらざれば認定を與へず。

(ニ)一旦與へられたる認定は普通の場合に在りては別に出願をなさずして毎年繼續するものとす。但、省は何時にても之を取消すことを得るものとす。

(ホ)學年は八月一日に開始すべし。但、八月一日以外の日を學校全部又は其の一部の始業日となすことに就き豫め省の許可を受けたる場合は此限にあらず。

(ヘ)特別の場合には一兩學期の初めの期間のみに認定を與へ之に比例して補助金の一部を支給する

ことあるべし。

五〇

第十六條 學校の組織及び課程は委細省に申告して認可を受くべし。省が其變更を要求し、又は責任團體が其變更を希望する場合の外右申告は再度提出するを要せず。

第十七條

(い)學校の時間割は毎學年の初めに詳細なる謄本を作りて省に提出すべし。學業は認可を受けたる時間割に従ひ之を施すべし。

(ろ)學校の閉鎖又は休暇は其都度なるべく速かに視學官に通知すべし。

(は)醫事又は衛生の當局よりの命令により又は不可抗力の原因によりて學校を閉鎖する場合は其旨省に上申すべし。此場合省は本規定の條件に適合せりや否やに就き又補助金配當額につき相當考慮するものとす。

第十八條 學校の收入及び支出の詳細なる計算は毎年省の要求する書式により省に提出すべし。豫め省の許可を受けたる場合の外計算書は總て毎年三月三十一日までに提出すべきものとす。

第十九條

(い)學校は何時にても省の視察を拒絶すべからず。學校にして寄宿舎を附設するときは寄宿舎に就いても亦同じ。

(ろ)省の命ずる記録は總て之を保存すべし。若し視學官其他の手を経て省より檢閲を要求したる場合は之を提出すべし。

(は)省より要求する報告は相違なく提出すべし。

(に)本規定の謄寫一部を學校に備付け隨時参照の便に供すべし。

第三篇 大學指導學級 (University Tutorial Classes)

第一條

(い)教育省は職業教育と異なる普通科目の選科課程 (Part-time Courses) を補助せんが爲に本篇の認定、豫備條項及び第一篇第一條乃至第二十五條の規定に従ひ (本篇の規定と牴觸せざる限りに於て) 特別補助金を支給することあるべし。但、前記の科目は綜合大學又は其の一部をなす分科大學の教育上の監督を受くるものなるを要す。該監督は綜合大學又は其の一部をなす分科大學が直接に行ふも或は委員又は代表者が之を行ふも或は大學の代表者を加へたる教育上の團體 (特に右目的の爲に組織したるもの) に於て之を行ふも妨げなし。

(ろ)綜合大學其他の監督團體は教授要綱の編製及び適當なる教員の選抜に就き責任を負ふものとす。

(ハ) 授業は當該學科の範圍内に於ては大學の優等成績に達する標準とすべし。

第二條

(イ) 該課程は各學級共修業年限三ヶ年以上とし、一年二十四週以上、一週二時間以上の授業をなし全體の時間数の半以上は教場内に於て授業すべし。

(ロ) 交替に學校を使用して支障なき場合には省は一日二回學校を開くことを許可することあるべし。但、同一學生にして二回の授業に出席する者は其中の一回のみに出席を記入すべし。

第三條

(イ) 入學、出席及び論文の提出に關しては課程を設け省の認可を受くべし。

(ロ) 學級の如何に拘らず第一學年に入學する學生の數は一學級三十二名を超過すべからず。一日二回交替授業場合は四十八名を越ゆべからず。將來に於ては省は第一學年に入學する學生の數を二十四名以下とし交替制の場合には三十二名以下となすことあるべし。

(ハ) 第一學年に入學したる學生の名簿は課程第一學年の始業後第四回目の授業以前に作製すべし。

第八回目の授業以後は名簿上より除名することを得れども新に加ふることを得ず。第八回目の授業後は直ちに該名簿を省に提出すべし。

(ニ) 名簿締切後に編入したる學生は假令出席するとも其出席數は補助金計算中に加へず。但、該學

生が既に當該學級の進みたる程度の授業を受くる實力あることを證明し、且、新學生を編入するも初めの入學生數と合して一學級二十四名以上に達せず、交替制度の場合には三十二名以上に達せざることを確めたるときは新編入をなすことを得。

第四條 若し教師にして一學級以上を擔任し又は他の日常の教授以外に一又は二學級を擔任するときは省は果して該教師が當該擔任學級を充分に擔任し得べき時間の餘裕ありや否やを確むるものとす。

第五條

(イ) 本規定に適合し有效なる授業を施すときは、省は各學年各學級に對し補助金を支給す。其額は四十五ポンドまでとし(交替制の場合には九十ポンドまでとす)又は旅費及び之に類するものを除き教師の受くる俸給額の四分の三以内とす。(俸給額の四分の三と補助金支給額最高限との間に差額あるときは其低額なる方に従ふものとす)但、第一學年に入學したる學生にして一學年間授業時數の六十六パーセント以上出席し教師の課する論文を提出する者の數が初めて入學したる學生數の三分の二以上に達するか、又は第一學年一學級に於ける斯種學生の數十二名に達するか何れかの場合に限る。第二學年の場合には初めて入學したる數の半數又は九名に達するを要す。其以上の學年に於ては初めて入學したる數の三分の一又は一學級學生數六名に達するを要す。交替

制の場合には前記最少限度の人数は夫れ夫れ二十四名、十八名、十二名とす。

(ろ)初めに入學したる學生中規則正しく出席する者の數が補助金全額を受くるに必要な一學級の人数以下なるときは之に比例して減額支給するものとす。

(は)授業開始後十分以上遅れて出席したる者若しくは授業の終了前十分以上以前に早退したる者は授業に出席したる者となすを得ず。

第六條

(い)補助金は學級の監督をなす大學又は他の監督團體に支給するものとす。但、地方教育當局が該學級に對する財政上の全責任を負ひ補助金が該當局に支給せられん事を請願したる場合には之を該當局に交付することあるべし。

(ろ)大學又は其他の監督團體は師範科に關する毎年の會計を省の定むる書式により省に申達すべきものとす。

第七條 上記規定による師範科に要する設備の存する場合にて省は特別補助金を支給して、更に程度高き一年以上の課程を設けしめ、之に上記の規定を適用し尙左記の諸項に依らしむことあるべし。

(い)擔任教員及び省が充分と認むる成績にて普通の三ヶ年課程を修了し、且、普通の三ヶ年課程よりも程度高き特別課程の學科を修むる充分の資格ある學生を入學せしむべし。

(ろ)課程は二十四週以上に亘り、一學級全體に對して擔任教員 (Tutor) の設くる授業時數は十二時間以上なるを要す。授業時間總數四十八時間以下なるときは第五條(い)による補助金額は之に比例して減額するものとす。

(は)一學級學生數は九名以上二十四名以上とす。此中三分の二以上が一學年間の授業總時數の六十六パーセント以上に出席し教師の課する論文を提出するにあらざれば補助金全額を支給せず。

第八條 本規定により補助金を支給せらるる諸學級と關聯して組織せられたる休暇講習科に對しては省の適當と認むる所に從ひ追加補助金を支給することあるべし。

第九條 戦時の時局に鑑み省は各學級の守るべき條件に斟酌を加ふることあるべし。學生の數甚しく減じて學級の維持困難なるに至れるときは省は之を閉鎖し又は他の學級と併合することを要求することあるべし。

第四篇 『削除』

第五篇 經濟的料理法主婦講習會補助金特別規程

(Special Regulations for Grants in Aid of Instruction for Housewives in Economical Cookery)

第一條 地方教育當局にして、戦争の爲に生じたる變態的狀態に鑑み、營養的經濟的食糧の調理法を家庭に教授せんと欲する場合、該當局が工業學校 (Technical Schools) 其他に關する教育省規程第一篇第二章の條件全部に適合したる十時間以上の課程に規定正しく出席する講習生を得る見込立たざるときは省は左の規定に従ひ、講演及び宣傳 (Public Lectures and Demonstrations) によりて前記教授をなすものに補助金を支給することあるべし。

(注意) 本篇の規定によりて教授をなす講師を養成する教員養成科は第一篇第二章又は第四十二條により認定を受くるに足るものなるを要す。

第二條 課程は全部に亘り成るべく實際的にして、左の諸項目の全部又は一部及び時局に鑑み必要なる經濟的食糧に關係ある其他の項目を含むものとす。

(い) 肉類及び魚類の補充として使用し得べき營養食品の主要種類。

(ろ) 特に兒童に適する食品。

(は) 肉類、魚類其他の營養食品の購入、調理の經濟的方法。

(に) 簡單なる料理の設備、装置、器具の使用法、特に燃料使用上の經濟。

第三條 省は概算渡しの年補助金を支給する規程に於ける本規程による授業を右補助金支給額中に計上するものとす。

第四條 省は、概算渡しの年補助金を支給する學校が本規定により校外にて行ふ講習を奨励する爲、一時間に就きニシリング六ペンス乃至五シリングの割にて補助金を支給す。但、本條により奨励補助する授業全體につき地方教育當局に支給する補助金金額は講習の實費の三分の二以下とす。

第五條 第四條の目的を達する爲、校外講習會の司會者、教員及び講師に支拂ひたる俸給、手當、旅費、宿泊料を計上し、省は之に講習一時間につきニシリング六ペンス以下の手當を加算す。

第六條 補助金を見積る際、省は、見積りの目的にて計上すべからざるものと認むる費目を切棄つることあるべし。

第七條 各教員の行ひたる授業時間及び之に出席したる講習生の數に就き記録を作製すべし。講習生各目の出席數は當局の希望あるにあらざれば之を記録するを要せず。

第八條 豫備條項及び工業學校等に關する第三條、第七條(い)、第九條、第十五條、第十六條、第十八條(い)は本規程による授業にも之を適用するものとす。

大正十四年二月一日印刷
大正十四年二月五日發行

文部省實業學務局

東京市神田區表神保町十番地

印刷者 前田宗松

東京市神田區表神保町十番地

印刷所 文成社印刷所

電話大手五一一九番

池I69

終